



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年 5月10日火曜日 第1657号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	527
新たな土地改良事業の施行の認可.....	528
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	528
ふ化業者の登録.....	529
公共測量の終了の通知.....	529
道路の区域変更（県道河辺小田線）.....	529
道路の区域変更（県道論田袋口線）.....	529
道路の区域変更（県道篠山公園線）.....	529
道路の供用開始（ " ）.....	530
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	530

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	530
-------------------------------	-----

公安委員会規則

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則.....	530
愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....	551

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	551
-------------------------------	-----

任 免 辞 令

大平 義明外.....	552
-------------	-----

正 誤

平成16年 4月 1日付け第1545号外 3 愛媛県訓令第 4号（愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令）中.....	552
--	-----

告 示

○愛媛県告示第1034号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ東予店	西条市三津屋南2番地25号	大規模小売店舗の名称	フジ東予店	ヴェスタ壬生川店	平成17年 3月 1日	平成17年 4月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1035号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
パルティ・フジ東予A	西条市周布715番地1外	荷さばき施設の位置	2箇所	3箇所	平成17年12月22日	平成17年4月21日
		駐輪場の位置	5箇所	8箇所	平成17年4月28日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・三瓶南地区）の施行を平成17年4月27日認可した。

平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1037号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・日野浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・日野浦地区）計画書の写し

(2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 5月11日から 6月 7日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1038号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・日野浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり

関係書類を縦覧に供する。

平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（農業用道路整備事業・日野浦地区）計画書の写し

(2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 5月11日から 6月 7日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1039号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・池の岡地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（ほ場整備事業・池の岡地区）計画書の写し

(2) 津島町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 5月11日から 6月 7日まで

3 縦覧場所

津島町役場

○愛媛県告示第1040号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成17年5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
17第1号	平成17年5月1日	J A えひめフレッシュフーズ株式会社 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18	J A えひめフレッシュフーズ株式会社ふ卵場 伊予郡松前町大字中川原新開82番地

○愛媛県告示第1041号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成17年5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 作業種類 | 公共測量（東温市都市計画図修正業務） |
| 2 作業期間 | 平成16年12月1日から
平成17年3月20日まで |
| 3 作業地域 | 東温市都市計画区域 |

○愛媛県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河辺小田線	大洲市河辺町横山1988番地先から 同町横山2150番まで	旧	メートル 4.0~12.9 12.4~18.6	キロメートル 0.169 0.129	
			新	12.4~18.6	0.129	

○愛媛県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町大字立山117番6	旧	メートル 4.4~6.2	キロメートル 0.026	
			新	25.4~31.6	0.026	

○愛媛県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	篠山公園線	南宇和郡愛南町正木339番3から 同町正木289番2まで	旧	メートル 10.0~21.4	キロメートル 0.150	
			新	14.0~39.0	0.150	

○愛媛県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	篠山公園線	南宇和郡愛南町正木339番 3 から 同町正木289番 2 まで	平成17年 5月10日

○愛媛県告示第1046号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	敷地の員幅	延長
国道	317号	今治市常盤町四丁目 2 番 1 地先から 今治市別宮町三丁目 7 番20地先まで	メートル 25.0 ~ 53.0	メートル 587.2

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成17年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 4月26日	NPO法人 グループホーム大西	石 山 新	愛媛県今治市大西町九王甲622 番地 1	この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行うとともに、痴呆症・介護に関する情報を提供し、介護教育活動・まちづくり事業・地球環境保全事業等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かにすごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 6 号

愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則を次のように定める。
平成17年 5月10日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105 号。以下「法」という。）第51条の 8 に規定する確認事務の委託の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録（登録更新）申請書）

第 2 条 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国

家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第 2 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の登録申請書の様式は、登録（登録更新）申請書（様式第 1 号）のとおりとする。

2 登録（登録更新）申請書に添付する次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託規則第 2 条第 2 項第 2 号の名簿 役員名簿（様式第 2 号）

(2) 委託規則第 2 条第 2 項第 4 号の書面 誓約書（様式第 3 号）

3 登録（登録更新）申請書に添付する委託規則第 2 条第 2 項第 5 号の書類は、次の各号に掲げる要件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第51条の 8 第 4 項第 1 号に規定する要件 誓約書（

様式第4号)

(2) 法第51条の8第4項第2号に規定する要件 駐車監視員資格者証の写し

(3) 法第51条の8第4項第3号に規定する要件 申請法人の所有権、賃借権等の使用権原を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(登録簿)

第3条 法第51条の8第5項の登録簿の様式は、登録簿(様式第5号)のとおりとする。

(登録等の通知)

第4条 公安委員会は、申請法人に対し、登録簿に記載して法第51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を行ったときは登録(登録更新)通知書(様式第6号)により、登録又は登録の更新を拒否したときは登録(登録更新)申請に関する通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

(登録の更新等)

第5条 登録の有効期間は、登録簿に記載した日又は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

。

2 登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の6月前から1月前までの間に登録(登録更新)申請書を提出しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第6条 公安委員会は、法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、当該法人に対し、登録取消処分通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者講習受講申込書)

第7条 委託規則第7条の受講申込書の様式は、駐車監視員資格者講習受講申込書(様式第9号)のとおりとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書)

第8条 委託規則第9条第2項(第10条第5項において準用する場合を含む。)の再交付申請書の様式は、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(様式第10号)のとおりとする。

(駐車監視員資格者認定申請書)

第9条 委託規則第10条第2項の認定申請書は、駐車監視員資格者認定申請書(様式第11号)のとおりとする。

2 駐車監視員資格者認定申請書に添付する委託規則第10条第3項の書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託規則第10条第1項第1号の者 申請者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面

(2) 委託規則第10条第1項第2号の者 申請者が作成する経歴書及び放置車両確認機関又は放置車両確認機関であった法人が作成する認証書類

(3) 委託規則第10条第1項第3号の者 申請者が作成する経歴書、所属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種書類

(認定審査)

第10条 公安委員会は、駐車監視員資格者認定申請書の申請

者について、委託規則第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、筆記による認定審査を行うものとする。

(認定の拒否)

第11条 公安委員会は、駐車監視員資格者認定申請書の申請者について、委託規則第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認定を拒否しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により認定を拒否したときは、当該申請者に対し、駐車監視員資格者認定申請に関する通知書(様式第12号)により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者証交付申請書)

第12条 委託規則第11条第1項の交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証交付申請書(様式第13号)のとおりとする。

2 駐車監視員資格者証交付申請書に添付する委託規則第11条第2項第3号の書面の様式は、誓約書(様式第14号)のとおりとする。

(交付の拒否)

第13条 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を拒否したときは、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書(様式第15号)により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書)

第14条 委託規則第13条第1項の書換え交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(様式第16号)のとおりとする。

(駐車監視員資格者証再交付申請書)

第15条 委託規則第13条第2項の再交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証再交付申請書(様式第17号)のとおりとする。

(駐車監視員資格者証返納命令書)

第16条 委託規則第14条第1項の返納命令書の様式は、駐車監視員資格者証返納命令書(様式第18号)のとおりとする。

(書類の提出)

第17条 この規則により公安委員会に提出する書類は、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する警察署又は申請者の所在地を管轄する警察署を経由するものとする。

2 この規則により公安委員会に提出する書類の提出部数は、正副2通とする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、確認事務の委託の手続等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条、第5条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
登録年月日	
登録番号	

登 録 (登 録 更 新) 申 請 書

道路交通法第51条の8 第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)



(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

(登録更新申請の場合のみ記載)

添付書類	[法人関係] 定款・寄付行為等 登記簿の謄本 役員の氏名及び住所を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2以上) 事務所に係る資料	[各役員関係] 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書

注 印欄には記載しないこと。

様式第2号(第2条関係)

役員名簿

(ふりがな) 法人名称		所在地			住 所	
番 号	役 職 名	氏 名	生 年 月 日	年 月 日		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- 注 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号(第2条関係)

誓約書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)



様式第4号(第2条関係)

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計

算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

㊟

様式第6号(第4条関係)

第 号

登録(登録更新)通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名) 殿

次のとおり登録簿に記載し、道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新

を行ったので通知します。

登録(登録更新)年月日	年 月 日(有効期限 年 月 日)
登録番号	第 号

(注:登録の更新は、有効期限の 月前から 月前までの間に申請してください。)

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

様式第7号(第4条関係)

第 号

登録(登録更新)申請に関する通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新

の申請については、下記の理由により登録(登録更新)しないこととしたので通知します。

理 由

なお、この処分に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会(愛媛県警察本部交通部交通指導課経由)に対し書面をもって異議申立てをすることができます。また、この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2-2 愛媛県警察本部交通部交通指導課 電話(089)-934-0110

様式第8号(第6条関係)

第 号

登 録 取 消 処 分 通 知 書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を
取り消したので通知する。

理 由

なお、この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2-2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示もあわせて行うこと。

様式第9号(第7条関係)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
修了証明書交付年月日	年 月 日
修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊞

申 込 者	本 籍			
	住 所	都道府県		
		〒	-	
		電 話 ()	-	(自宅・携帯)
	(ふりがな)			
	氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年	月	日生
勤務先その他の連絡先	電 話 ()	-		
受講希望日	第1希望	第 回	年 月 日から2日間及び審査	
	第2希望	第 回	年 月 日から2日間及び審査	
(注)受講の人数調整等の理由により他の受講日を指定する場合があります。				

写 真
 (縦3.0cm
 ×横2.4cm)

実 施	受講年月日	年 月 日	修了審査の結果	合 ・ 否
	(修了審査)	(年 月 日) から2日間		
	受講場所			
	受講番号			

注1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第10号（第8条関係）

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)			性
	氏 名			男 ・ 女
	生年月日	年	月	日生
証 明 書	勤 務 先	電 話 () -		
	番 号			
	交 付 年 月 日	年	月	日
再交付を申請する事由				

注1 印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第11号 (第9条、第10条、第11条関係)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 書 番 号	

駐 車 監 視 員 資 格 者 認 定 申 請 書

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その他の連絡先			
		電 話 () -		

実 施	認定審査日	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否
	受験場所			
	受験番号			

注 1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。

3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

様式第12号（第9条、第10条、第11条関係）

第 号

駐車監視員資格者認定申請に関する通知書

(住 所)

(氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号口の規定による駐

車監視員資格者認定の申請については、下記の理由により認定しないこととしたので通

知します。

理 由

なお、この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会（愛媛県警察本部交通部交通指導課経由）に対し書面をもって異議申立てをすることができます。また、この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2-2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

様式第13号 (第12条関係)

受理年月日	年 月 日
受 理 番 号	
交付年月日	年 月 日
資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () -		
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

添 付 書 類	修了証明書又は認定書 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真2枚(うち一枚貼付)
------------------	---

注1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

様式第14号（第12条関係）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名



様式第15号 (第13条関係)

第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

(住 所)

(氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

なお、この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会（愛媛県警察本部交通部交通指導課経由）に対し書面をもって異議申立てをすることができます。また、この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2-2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

様式第16号（第13条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			
資格者証 番号				
交付年月日	年 月 日			
書換え交付を 申請する事由				

注1 印欄には、記載しないこと。

注2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

注3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第17号 (第15条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
勤務先その他の連絡先	電話 () -			
資格者証番号	資格者証番号			
交付年月日	年 月 日			
再交付を申請する事由				

注1 印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第18号（第16条関係）

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証

(第 号)の返納を命ずる。

理由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

なお、この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

照会先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2-2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示もあわせて行うこと。

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月10日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表2の項管理責任者の欄及び用途の欄を次のように改める。

交通指導課長 運転免許管理課長 警察署長	1 自動車の使用の制限に関する事務用
	2 自動車の使用者に対する通知の事務用
	3 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の委託の手續等に関する事務用
	4 高齢者講習終了証明書の作成用
	5 警察署長専決事務用

別表の1の表5の項管理責任者の欄中「運転免許管理課長」を「交通指導課長」に改め、同項用途の欄中第1号を「運転免許管理課長」第2号とし、同表同項同欄に第1号として次の1号を加える。

- 1 駐車監視員資格者証の作成用

別表の1の表10の項管理責任者の欄中「運転免許管理課長」を「交通指導課長」に改め、同項用途の欄中第9号及び第10号を削り、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- 6 風俗営業管理者証作成プレス用
- 7 風俗営業所等の立入りに係る身分証明書作成プレス用
- 8 駐車監視員資格者証作成プレス用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年5月10日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の項専決事項の欄中第27号を第30号とし、第5号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- 5 第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付
- 6 第51条の13第1項第1号口の規定による駐車監視員資格者の認定

格者の認定

7 第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納命令
別表1に次のように加える。

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	1 第2条第1項の規定による登録申請書の受理
	2 第10条第4項の規定による認定書の交付

別表2の1の(5)の表道路交通法の項専決事項の欄中第7号を第11号とし、第1号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、同表同項同欄に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- 1 第51条の8第6項の規定による登録の更新
- 2 第51条の9の規定による法人に対する適合命令
- 3 第51条の11第1項の規定による法人に対する報告の指示及び受理並びに事務所への立入検査
- 4 第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習の実施

別表2の1の(5)の表に次のように加える。

確認事務の委託の手續等に関する規則	1 第2条第3項の規定において準用する同条第1項の規定による登録更新申請書の受理
	2 第6条の規定による駐車監視員資格者講習の公示
	3 第9条第1項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
	4 第10条第1項の規定による駐車監視員資格者の認定に係る審査
	5 第10条第2項の規定による認定申請書の受理
	6 第14条第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納の受理

別表2の2の(7)の表に次のように加える。

確認事務の委託の手續等に関する規則	1 第7条第1項の規定による駐車監視員資格者講習の受講申込書の受理
	2 第9条第2項（第10条第5項において準用する場合を含む。）の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付
	3 第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付申請書の受理
	4 第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付
	5 第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

4月24日

愛媛県技術吏員 大 平 義 明

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

4月25日

近 藤 啓

愛媛県技術吏員に任命する

行政職8級を命ずる

県民環境部環境局原子力安全対策推進監を命ずる

正 誤

○正 誤

平成16年4月1日付け第1545号外3愛媛県訓令第4号(愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令)中

ページ	7
箇所	上から25行目
誤	7 決裁を経た事件の経費の支出命令
正	7 決裁を経た事件の経費の支出命令